

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三九
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件二件 四〇一
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四〇二
- 新たな土地改良事業を行うことを認可した件 四〇三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 四〇三

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 四〇三
- 福島県教育委員会教育長 四〇三
- 一般競争入札を行う件二件 四〇六
- 落札者を決定した件 四〇七
- 平成二十五年五月七日付け定例第二千四百八十四号中 四〇七

告 示

福島県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年八月九日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
小規模多機能型居宅介護ケアサポートハウスとわ	福島市蓬萊町三丁目一―一六	プラテック株式会社	福島県福島市蓬萊町三丁目一―一六	平成二十五年六月一日	小規模多機能型居宅介護
すこやか・ラコバ	同 市松木町一四―二エリートイン松木一階	社会福祉法人すこやか福祉会	同 市沖高字中島一四―一	同 年五月一日	通所介護 介護予防 防通所介護
ケアプランセンターらこぼ	同	同	同	同 日	居宅介護 支援事業 介護予防 防支援事業
グループホームみなみふくしま	同 市永井川字松木下三四―六	社会福祉法人なごみ	同 市大平寺字町ノ内三〇	同 年六月一日	認知症対応型共同生活介護 介護予防 防認知症 対応型共同生活介護
コスモ調剤薬局森合西店	同 市森合字高野一―一五	株式会社コスモファーマ	同 県郡山市桑野三丁目一二―二	同 年七月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導

福島県知事 佐藤 雄平

星の郷みらい	同 村大字米 字中山前一 五七	株式会社コ スモメデイ カルサポー ト	同 県郡山市桑 野三丁目一二一	同 日	販売特 定介護予 防福祉用 具販売
デイサービ ス・メープ ルフエロー 田島	南会津郡南 会津町田島 字田部原一 二五一―三	有限会社か ねだい	同 県南会津郡 南会津町青柳字 居平六〇三	同 年 四月一日	通所介護 介護予 防通所介 護

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年八月九日から同年十二月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備

え置いて縦覧に供する。
平成二十五年八月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百二十五番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者
（変更前） 有限会社ジャンプ

取締役 平本 淳栄

（変更後） 株式会社ジャンプ

代表取締役 平本 淳栄

三 変更した年月日

平成二十四年八月二十七日

四 届出年月日

平成二十五年七月十一日

五 届出をした者

株式会社ジャンプ

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年八月九日から同年十二月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年八月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百二十五番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前） 株式会社ジャンプ

代表取締役 平本 淳栄

（変更後） 株式会社ジャンプ

代表取締役 吉村 聖二

三 変更した年月日

平成二十五年四月一日

四 届出年月日

平成二十五年七月十一日

五 届出をした者
株式会社ジャンプ

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年八月九日から同年九月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年八月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)サンデー須賀川店 福島県須賀川市古河七番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、磐城小川江筋土地改良区が磐城小川江筋地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二十五年八月一日認可した。
平成二十五年八月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第五百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十五年八月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名
永山 榮一
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十五年福島県告示第四百九十三号)によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第五百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十五年八月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名
戸部市松、矢内忠次郎
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十五年福島県告示第四百九十二号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

公 告

公告第二百五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年八月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月三十一日
- 二 名称
特定非営利活動法人太陽の郷里山交流協会

三 代表者の氏名
齋藤 盛男
四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区大甕字林崎百九十四番地八号
五 定款に記載された目的
この法人は、福島県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、里山で憩い、楽しむ自然環境及びその基盤整備づくり、里山で高齢者・子供等が交流できる環境及びその基盤整備づくり並びに東日本大震災・原発事故による被災の把握等及びその展示活動を通じた潤いと癒しに満ちた里山づくりに関する事業を行い、高齢者・子供等の誰もが安心して共に生きることのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県教育委員会教育長

公告第13号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立会津学鳳高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年8月9日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする借入物品の名称及び数量 福島県立会津学鳳高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年9月5日(木)午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号965-0003 福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1
福島県立会津学鳳高等学校事務室
電話0242-22-3491
- 4 入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年9月25日(水)午後1時30分 福島県立会津学鳳高等学校2階応接室(福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年9月24日(火)午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 8 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system lset(including related costs of installation, assembling, adjustment, maintenance, removal, and so on.)
(2) Time-limit of tender(by hand):1:30 p.m., 25 September 2013
(3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 24 September 2013
(4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Aizugakuho High School, 1-1 Yahata, Yahata, Ikkimachi, Aizuwakamatsu-shi, Fukushima 965-0003 Japan TEL0242-22-3491

(財務課施設財産室)

公告第14号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立喜多方桐桜高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年8月9日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする借入物品の名称及び数量 福島県立喜多方桐桜高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年9月6日（金）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けると。

郵便番号966-0914 福島県喜多方市豊川町米室字高吉4344番地の5
福島県立喜多方桐桜高等学校事務室
電話0241-22-1230

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年9月26日（木）午前10時 福島県立喜多方桐桜高等学校大会議室（福島県喜多方市豊川町米室字高吉4344番地の5）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年9月25日（水）午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system lset(including related costs of installation, assembling, adjustment, maintenance, removal, and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand):10:00 a.m., 26 September 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 25 September 2013
- (4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Kitakatatooh High School, 4344-5 Takayoshi, Yonemuro, Toyokawamachi Kitakata-shi, Fukushima 966-0914 Japan TEL0241-22-1230

(財務課施設財産室)

公告第15号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県単位制等高等学校生徒情報支援システムソフトウェアの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年8月9日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県単位制等高等学校生徒情報支援システムソフトウェア（開発、運用時の設定、調整、データ移行、保守等を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市天川大島町1125番地
- 5 落札金額
61,052,355円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年4月23日

(財務課)

正 誤

○平成二十五年五月七日付け定例第二千四百八十四号中（原稿誤り）

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

1105	下	1	福島県公安委員会告示第23号	福島県公安委員会告示第1号
1105	下	10	福島県公安委員会告示第24号	福島県公安委員会告示第2号